
不正行為に対する受検禁止の措置

建設業法施行令の規定に基づき、不正の手段による受検については、合格の取消し又はその受検を禁止することとなります。その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受検を禁止されることがあります。

試験問題等の公表

本財団では、試験問題と正答肢番号の公表を以下のとおり行います。

公表期間：試験日の翌日午前9時から1年間

公表方法：本財団ホームページに掲載

公表範囲：第一次検定は試験問題と正答肢番号

第二次検定は試験問題と解答形式がマークシートとなっている設問の正答肢番号

なお、解答形式が記述の設問は正答を公表いたしません。

合格基準について

第一次検定及び第二次検定の別に応じて、次の基準以上の者を合格としますが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

- ・ 第一次検定（全体） 得点が60%以上
（施工管理法(応用能力)） 得点が50%以上
- ・ 第二次検定 得点が60%以上

技術検定試験の個人の成績の通知について

不合格者に対して不合格通知書にて成績を通知します。成績の通知は、第一次検定及び第二次検定の別に応じて以下のとおり行います。なお、通知する成績については、全体の結果のみとし、設問毎の得点等については通知いたしません。

第一次検定

- ・ 全体の得点が合格基準未満の場合

『 ○○問 正解 』

- ・ 全体の得点が合格基準以上で、かつ施工管理法(応用能力)の得点が合格基準未満の場合

『 ○○問 正解

(施工管理法(応用能力)の得点が合格基準未満のため不合格) 』

第二次検定

【評定】 A:合格基準以上

B:得点が40%以上合格基準未満

C:得点が40%未満

※通知した成績に関する問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。